

令和2年9月

千葉市内建物所有者 各位

千葉市PCB使用安定器調査事務局

(千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課)

照明器具のPCB使用安定器に関する調査について (お願い)

日頃から、環境行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

千葉市では、市内のポリ塩化ビフェニル(PCB)を使用している照明器具の安定器について、設置または保管の実態把握をすすめております。

PCBを使用している照明器具の安定器(電灯のちらつきを安定させる装置)は、**令和5年(2023年)3月31日までに全て廃棄処分すること**と定められています。そのため、PCB使用器具を設置または保管されている可能性のある、昭和52年3月以前に建築された建物の所有者様を対象に調査票をお送りしています。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、必ずご回答をお願いいたします。

【回答方法】

照明器具のPCB使用安定器に関する調査票に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒(切手不要)にて、

令和2年10月2日(金)までに投函してください。

■処分期間を過ぎてPCB廃棄物を保有している場合は、改善命令・罰則の対象となる可能性がありますのでご注意ください。

※PCB使用器具を保管している場合、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、毎年、保管状況について管轄の自治体へ届出をすることが義務づけられています。

【お問い合わせ窓口】千葉市PCB使用安定器調査事務局

受付期間：令和2年9月14日～令和2年10月23日

TEL 0120-155-272 (受付時間 平日9:30～16:30)

FAX 0120-303-362 (24時間受付)

《本調査は千葉市が委託して実施しています》

委託先：株式会社ゼンリン千葉営業所

千葉市PCB調査

